

確認検査業務手数料規程		頁 No.1 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

### (趣旨)

第1条 この規程は、別に定める「一般財団法人 日本建築センター確認検査業務規程」(以下「業務規程」という。)に基づき、一般財団法人 日本建築センター(以下「財団」という。)が実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。なお、この手数料規程は、財団が国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の確認検査を行う場合に準用する。(ぬ)(な)

### (建築物に関する確認申請手数料)

第2条 業務規程第24条(第31条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する建築物に関する確認申請に係る手数料は、申請一件につき、別表第1に掲げるとおりとする。

(る)(を)(な)

2 業務規程第64条に規定する電子情報処理組織又は電磁的記録媒体にて申請(電子申請)が行われ、建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第93条第1項の規定に基づく消防長等の同意を求めるために、財団が電磁的記録を紙面に出力する場合は、別表第1の手数料額に百分の百五を乗じた額とする。さらに、日本産業規格(JIS P 0138)で定めるA3版を超える図書がある場合については、別途算定する実費を加算する。(た)(つ)

(な)

3 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(以下「令」という。)第128条の7の規定に基づく区画避難安全検証法、第129条の規定に基づく階避難安全検証法、第129条の2の規定に基づく全館避難安全検証法(以下、これらを「避難安全検証法」という。)、第108条の4第2項の規定に基づく耐火性能検証法、第108条の4第5項の規定に基づく防火区画検証法、第109条の5の規定に基づく通常火災終了時間の計算を用いる設計法、第110条の規定に基づく特定避難時間の計算を用いる設計法(以下、避難安全検証法を含み「検証法等」という。)により設計を行った建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料に別表第1の2に掲げるそれぞれの額を加算する。ただし避難安全検証法を用いた一の建築物で、別表第1の2における時間判定法(ルートB1)(令和2年国土交通省告示第509号、令和2年同告示第510号)及び煙高さ判定法(ルートB2)(令和3年国土交通省告示第474号、令和3年同告示第475号)を併用するものにあつては、これらの判定法を適用した対象部分の床面積の合計を煙高さ判定法(ルートB2)で算定できるものとする。(つ)(な)

4 法第56条第7項の規定による特例の適用(天空率)がある建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料に、別表第1の3に掲げる額を加算する。(よ)(つ)(な)

5 複数の建築物(法第20条第2項の適用を受ける建築物は別の建築物とみなす。(以下、第6項、第7項、第18項及び第19項において同じ。))また、構造計算の確認審査を要する建築物のうち、当該建築物の床面積が200㎡を超える建築物に限る。)を有する場合は、別表第1の手数料に、構造計算の確認審査を要する建築物(建築物のうち、最大の床面積となる建築物を除く。)の床面積の合計ごとに、別表第1の床面積に応じた額の十分の三をそれぞれ加

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.2 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

算する。(よ)(そ)(つ)(な)

- 6 次の各号のいずれかによるものの確認申請の場合は、別表第1の手数料に、当該審査を要する建築物の床面積の合計ごとに別表第1の4に掲げる額を加算する。(る)(つ)(ね)(な)
- (1) 令第81条第2項第二号イの規定に基づく構造計算(ルート2)を行ったもので、法第6条の3第1項第一号によるもの(な)
- (2) 法第20条第1項第四号の建築物のうち(構造設計一級建築士の構造設計によるもの又は構造設計一級建築士が確認した構造設計によるものに限る。)、令第81条第2項第一号イ(ルート3)又はロ(限界耐力計算等)の規定に基づく構造計算を行ったもので、法第6条の3第1項第二号によるもの(な)
- 7 次の各号のいずれかによるものの確認申請の場合は、別表第1の手数料に、当該審査を要する建築物の床面積の合計ごとに別表第1の5にそれぞれ掲げる額を加算する。(る)(ね)(な)
- (1) 令第81条第2項第一号ロの規定に基づく構造計算(限界耐力計算等)を行ったもの(前項第二号の限界耐力計算等によるもの場合は除く。)(な)
- (2) 構造耐力上主要な部分(構造耐力の架構を構成する部分に限る。)に木造を用いる建築物のうち、当該木造の構造計算(令第82条第一号から第三号の構造計算)をするもの又は昭和62年建設省告示第1902号に定める構造計算(もえしろ計算)によるもの(な)
- (3) 平成12年建設省告示第1356号第1に定める構造方法(柱の防火被覆不要とする構造方法)によるもの(な)
- 8 平成25年国土交通省告示第771号第2に定める特定天井を有する建築物の確認申請の場合は、別表第1の手数料に、当該特定天井部分ごとの水平投影面積に応じて別表第1の6に掲げる額を加算する。(る)(ね)(な)
- 9 平成13年国土交通省告示第383号(土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法並びに当該構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀の構造方法を定める件)第2から第4に規定する外壁等の構造方法によるもの又は同告示第5に規定する門又は塀の構造方法によるものの確認申請の場合は、別表第1の手数料に別表第1の7に掲げる額を加算する。(そ)(な)
- 10 既存の建築物の部分に構造耐力規定の遡及適用がある場合、既存の建築物の部分の構造耐力に関わる審査を要する増築等の確認申請の場合は、別表第1の手数料に、建築物のうち当該審査を要する既存の建築物の部分の床面積の合計による別表第1の床面積に応じた額の十分の三(当該既存の建築物の部分について耐震診断等の第三者機関による評価を受けている等、審査が効率的に実施できる場合は十分の一)を加算する。(り)(る)(そ)(な)
- 11 構造計算適合性判定を要する建築物を含む確認申請の場合は、構造計算適合性判定図書との整合性審査等の手数料として、申請一件につき、別表第1の手数料に15,000円を加算する。(つ)(な)
- 12 第3項の検証法等及び第5項から第9項の構造計算等に係る国土交通大臣の認定書

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

又は財団の技術評定書が添付される場合（計画変更の場合を含む）は、当該大臣認定書又は財団の技術評定書の対象部分により第3項及び第5項から第9項の審査が効率的に実施できる場合に限り適用しない。（る）（よ）（つ）（ね）（な）

1.3 前項の規定に係わらず、検証法等でそれぞれのあらかじめ検討（建築物の計画上建築主等の意向により発生が見込まれる変更事項への対応方法があらかじめ検討されている場合をいう。）の審査を要する確認申請の場合は、別表第1の手数料に、当該あらかじめ検討の部分の床面積の合計ごとに、別表第1の床面積に応じた額の十分の一をそれぞれ加算する。（な）

1.4 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）（以下「建築物省エネ法」という。）施行規則第2条第1項第一号に基づく基準（以下「仕様基準」という。）による審査を要する確認申請の場合は、別表第1の手数料に別表第1の8に掲げる額を加算する。（な）

1.5 別表第1の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。（な）

- (1) 建築物を建築する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該建築に係る部分の床面積（り）（な）
- (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合に、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 当該建築に係る部分の床面積（な）
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合に、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の二分の一（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）（な）
- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積（り）

1.6 別表第1の2の床面積の合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。（る）（な）

- (1) 建築物を建築する場合（第2号及び第3号に掲げる場合を除く。） 当該検証法等により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）（な）
- (2) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合に、当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 当該検証法等により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）（な）
- (3) 建築物の計画の変更をして建築物を建築する場合に、当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 当該検証法等により設計を行った計画変更対象部分の床面積の合計の二分の一（る）（な）
- (4) 建築物の大規模な修繕若しくは大規模な模様替えをし、又はその用途を変更する場合 当該修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分で当該検証法等により設計を行った対象部分の床面積の合計（る）（な）

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.4 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

- 17 建築物の計画を変更して第4項の変更を行う場合の加算手数料は、次の各号に定めるものとする。(よ)(な)
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 第4項に定める額(な)
  - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 第4項に定める額の二分之一(な)
- 18 建築物の計画を変更して第5項の構造計算の変更を行う場合の加算手数料は、次の各号に定めるものとする。(る)(な)
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 第5項に定める額(よ)(つ)(な)
  - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 計画変更により構造計算の確認審査を要する建築物の床面積の合計ごとに別表第1の床面積に応じた額の十分の一(よ)(つ)(な)
- 19 建築物の計画を変更して第6項から第9項の構造計算等の変更を行う場合の加算手数料は、次の各号に定めるものとする。(る)(そ)(な)
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 第6項から第9項に定める額(る)(そ)(な)
  - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 第6項から第9項に定める額の二分之一(る)(そ)(な)
- 20 建築物の計画を変更して第10項の構造耐力に関わる変更を行う場合の加算手数料は、次の各号に定めるものとする。(な)
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 第10項で定める額(な)
  - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 第10項で定める額の二分之一(な)

**(建築設備に関する確認申請手数料)**

- 第3条 業務規程第24条(昇降機以外の建築設備については、法第87条の4第1項において準用する場合に限る。)に規定する建築設備の申請に係る手数料は、申請一件につき、別表第2に掲げるとおりとする。(は)(へ)(と)(り)(を)(よ)(つ)(な)
- 2 建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合の加算手数料は、次の各号に定めるものとする。(な)
- (1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 別表第2に掲げる額(よ)(な)
  - (2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 別表第2に掲げる額の二分之一(よ)(な)

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.5/20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

**(工作物に関する確認申請手数料)**

第4条 業務規程第24条に規定する工作物に関する確認申請に係る手数料は、一の工作物につき、次の各号に定めるものとする。(へ)(と)(を)(な)

(1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第3により算定した別表第3の2に掲げる額(る)(ね)(な)

(2) 令第138条第2項第一号に規定する工作物の場合 28,000円(ね)(な)

2 工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合の加算手数料は次の各号に定めるものとする。(な)

(1) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団以外の者から受けている場合 前項に掲げる額(ね)(な)

(2) 当該計画の変更に係る直前の確認を財団から受けている場合 前項に掲げる額の二分の一(ね)(な)

**(建築物に関する中間検査申請手数料)**

第5条 業務規程第34条に規定する建築物に関する中間検査申請に係る手数料は、申請一件につき、別表第4に掲げるとおりとする。(へ)(と)(る)(を)(な)

**(建築設備に関する中間検査申請手数料)**

第6条 業務規程第34条に規定する建築設備(昇降機及び小荷物専用昇降機を除き、法第87条の4第1項において準用する場合に限る。第9条及び第11条から第13条において同じ。)

に関する中間検査申請に係る手数料は、申請一件につき、別表第5に掲げるとおりとする。(ほ)(へ)(と)(る)(を)(ね)(な)

2 業務規程第34条に規定する昇降機(小荷物専用昇降機を除く。第9条及び第11条から第13条において同じ。)に関する中間検査申請に係る手数料は、一の昇降機につき、別表第5の2に掲げるとおりとする。(ほ)(へ)(と)(る)(を)(ね)(な)

3 業務規程第34条に規定する小荷物専用昇降機に関する中間検査申請に係る手数料は、一の小荷物昇降機につき、別表第5の3に掲げるとおりとする。(は)(ほ)(へ)(と)(る)(を)(ね)(な)

**(工作物に関する中間検査申請手数料)**

第7条 業務規程第34条に規定する工作物に関する中間検査申請に係る手数料は、一の工作物につき、次の各号に定めるものとする。(へ)(と)(る)(ね)(な)

(1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第6により算定した別表第6の2に掲げる額(ね)(な)

(2) 令第138条第2項第一号に規定する工作物の場合 前条第2項の昇降機に関する中間検査申請の額(ね)(な)

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.6 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

**(建築物に関する完了検査申請手数料)**

第8条 業務規程第41条に規定する建築物に関する完了検査申請に係る手数料は、申請一件につき、建築物省エネ法第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定（以下、「省エネ適判等」という。なお、省エネ適判等は以下各号を含む。）の有無に応じ、別表第7に掲げるとおりとする。（へ）（と）（り）（る）（を）（よ）（ね）（な）

- (1) 建築物省エネ法第16条に基づく特殊の構造又は設備を用いる建築物の認定（な）
  - (2) 建築物省エネ法第29条に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（な）
  - (3) 建築物省エネ法の仕様基準による住宅（な）
  - (4) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第二号に基づく住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年6月23日法律第81号）（以下「品確法」という。）施行規則第3条に規定する設計住宅性能評価を受けた住宅の新築（な）
  - (5) 建築物省エネ法施行規則第2条第1項第三号に基づく長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年12月5日法律第87号）第6条第1項の認定（同法第8条第1項の変更の認定を含む）又は品確法第6条の2第1項の確認を受けた住宅の新築（な）
  - (6) 都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第54条第8項に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（な）
- 2 第2条第10項の審査を要する確認を行った建築物（構造耐力の架構を構成する部材の追加及び変更を行った場合に限る。）の完了検査の場合は、別表第7の手数料に、当該審査を要した既存の建築物の部分の床面積の合計による別表第7（省エネ適判等なし）の床面積に応じた額の十分の二を加算する。ただし、当該既存の建築物の部分の床面積の合計が10,000㎡を超える場合は、130,000円を加算する。（そ）（つ）（ね）（な）
- 3 建築物省エネ法の仕様基準による審査を新たに行う場合又は変更をして仕様基準による審査を行う完了検査の場合は、別表第7（省エネ適判等あり）の手数料に、別表第1の8に掲げる額を加算する。（な）
- 4 業務規程第48条に規定する財団の仮使用認定を受けた建築物に関する完了検査申請に係る手数料は、完了検査対象部分の床面積の合計から仮使用認定部分の床面積の合計を減じた床面積に応じ第1項に定める額とする。（を）（ね）（な）

**(建築設備に関する完了検査申請手数料)**

第9条 業務規程第41条に規定する建築設備に関する完了検査申請に係る手数料は、申請一件につき、別表第5に掲げるとおりとする。（い）（ほ）（へ）（と）（り）（る）（を）（ね）（な）

- 2 業務規程第41条に規定する昇降機に関する完了検査申請に係る手数料は、一の昇降機につき、別表第5の2に掲げるとおりとする。（い）（は）（ほ）（へ）（と）（り）（る）（ね）（な）
- 3 業務規程第41条に規定する小荷物専用昇降機に関する完了検査申請に係る手数料は、一の小荷物専用昇降機につき、別表第5の3に掲げるとおりとする。（は）（ほ）（へ）（と）（り）（る）（を）（ね）（な）

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.7 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

- 4 業務規程第 48 条に規定する財団の仮使用認定を受けた建築設備、昇降機及び小荷物専用昇降機に関する完了検査申請に係る手数料は、前 3 項に規定する完了検査申請に係る手数料額のそれぞれ二分の一とする。(を) (な)

**(工作物に関する完了検査申請手数料)**

第 10 条 業務規程第 41 条に規定する工作物に関する完了検査申請に係る手数料は、一の工作物につき、次の各号に定めるものとする。(と) (る) (を) (ね) (な)

- (1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 6 により算定した別表第 6 の 2 に掲げる額 (ね) (な)
- (2) 令第 138 条第 2 項第一号に規定する工作物の場合 前条第 2 項の昇降機に関する完了検査申請の額 (ね) (へ) (な)
- (3) 業務規程第 48 条に規定する財団の仮使用認定を受けた工作物に関する完了検査申請に係る手数料は、前各号に規定する完了検査申請に係る手数料額の二分の一の額 (を) (ね) (な)

**(仮使用認定申請手数料)**

第 11 条 業務規程第 48 条に規定する建築物に関する仮使用認定申請に係る手数料は、申請一件につき、省エネ適判等の有無に応じ、別表第 8 に掲げるとおりとする。(を) (ね) (な)

- 2 業務規程第 48 条に規定する建築設備、昇降機及び小荷物専用昇降機に関する仮使用認定申請に係る手数料は、それぞれ第 9 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に定めるものとする。(を) (な)
- 3 業務規程第 48 条に規定する工作物に関する仮使用認定申請に係る手数料は、前条第 1 号及び第 2 号に定めるものとする。(を) (ね) (な)
- 4 建築物省エネ法の仕様基準による審査を新たに行う場合、又は変更をして仕様基準による審査を行う仮使用認定申請の場合は、別表第 8 (省エネ適判等あり) の手数料に、別表第 1 の 8 に掲げる額を加算する。(な)
- 5 仮使用認定を受けた建築物等又はその敷地において、当該認定内容の変更又は追加による仮使用認定申請に係る手数料は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、当該変更又は追加部分に係る床面積に応じ、別表第 8 に掲げる額とする。(ね) (な)
  - (1) 直前の仮使用認定を財団以外の者から受けている場合 省エネ適判等の有無に応じ、別表第 8 に掲げる額 (な)
  - (2) 直前の仮使用認定を財団から受けている場合に、次のイ又はロのいずれかに該当する場合 50,000 円。ただし、現場検査を要する場合は別表第 8 (省エネ適判等なし) の 500 m<sup>2</sup>以内の区分により算定した額 (な)
    - イ 仮使用認定期間のみの変更
    - ロ 令第 127 条から令第 128 条の 2 に規定する通路のみの変更

<b>確認検査業務手数料規程</b>		頁 No.8 / 20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

**(財団以外の者が確認を行った工事の中間検査申請手数料)**

- 第 12 条 中間検査の対象となる建築物の計画に係る確認（確認を受けた建築物の計画の変更に係る確認を受けた場合は当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第 5 条の手数料に、当該建築に係る部分の床面積の合計に応じた別表第 9 に掲げる額を加算する。(へ) (ね) (な)
- 2 中間検査の対象となる建築設備の計画に係る確認（確認を受けた建築設備の計画の変更に係る確認を受けた場合は当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第 6 条第 1 項の手数料に、別表第 2 に掲げる額を加算する。(ほ) (へ) (ね) (な)
- 3 中間検査の対象となる昇降機の計画に係る確認（確認を受けた昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合は当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合は、一の昇降機につき、第 6 条第 2 項の手数料に、別表第 2 に掲げる額を加算する。(ほ) (へ) (ね) (な)
- 4 中間検査の対象となる小荷物専用昇降機の計画に係る確認（確認を受けた小荷物専用昇降機の計画の変更に係る確認を受けた場合は当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合は、一の小荷物専用昇降機につき、第 6 条第 3 項の手数料に、別表第 2 に掲げる額を加算する。(は) (ほ) (へ) (な)
- 5 中間検査の対象となる工作物の計画に係る確認（確認を受けた工作物の計画の変更に係る確認を受けた場合は当該確認。次条において同じ。）を行った者が財団以外の場合は、一の工作物につき、次の各号に掲げる区分に応じ、第 7 条の手数料に、当該各号に定める額を加算する。(へ) (な)
- (1) 令第 138 条第 1 項の各号に掲げる工作物の場合 別表第 3 の 2 に掲げる額の二分の一  
(へ) (ね) (な)
- (2) 令第 138 条第 2 項第一号に規定する工作物の場合 28,000 円 (へ) (ね) (な)

**(財団以外の者が完了検査直前の確認、中間検査又は仮使用認定並びに省エネ適判等を行った工事の完了検査申請手数料)**

- 第 13 条 完了検査の対象となる建築物の計画に係る直前の確認を行った者、当該建築物の直前の中間検査を行った者又は当該建築物の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第 8 条の手数料に、別表第 9 に掲げる額を加算する。(へ) (を) (つ) (ね) (な)
- 2 建築物の計画に係る省エネ適判等を行った者が財団以外の場合（第 8 条第 1 項第 3 号の審査並びに同項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号の認定に係る技術的審査が財団の場合を除く。次条第 2 項において同じ。）は、申請一件につき、第 8 条の手数料（省エネ適判等あり）に、別表第 9 の 2 に掲げる額を加算する。(よ) (ね) (な)



1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

- 3 建築物省エネ法の仕様基準による新たな審査を行った者又は変更をして仕様基準による審査を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第8条の手数料(省エネ適判等あり)に、別表第1の8に掲げる額を加算する。(な)
- 4 建築設備の計画に係る直前の確認を行った者、当該建築設備の直前の中間検査を行った者又は当該建築設備の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第9条第1項の手数料に、別表第2に掲げる額を加算する。(ほ)(へ)(つ)(ね)(な)
- 5 昇降機の計画に係る直前の確認を行った者、当該昇降機の直前の中間検査を行った者又は当該昇降機の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、一の昇降機につき、第9条第2項の手数料に、別表第2に掲げる額を加算する。(へ)(つ)(ね)(な)
- 6 小荷物専用昇降機の計画に係る直前の確認を行った者、当該小荷物専用昇降機の直前の中間検査又は当該小荷物専用昇降機の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、一の小荷物専用昇降機につき、第9条第3項の手数料に、別表第2に掲げる額を加算する。(は)(へ)(つ)(ね)(な)
- 7 工作物の計画に係る直前の確認を行った者、当該工作物の直前の中間検査を行った者又は当該工作物の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、一の工作物につき、第10条の手数料に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を加算する。(へ)(を)(つ)(ね)(な)
  - (1) 令第138条第1項の各号に掲げる工作物の場合 別表第3の2に掲げる額の二分の一(ね)(な)
  - (2) 令第138条第2項第一号に規定する工作物の場合 28,000円(ね)(な)

**(財団以外の者が仮使用認定(再認定含む)直前の確認、中間検査又は仮使用認定並びに省エネ適判等を行った工事の仮使用認定申請手数料)**

- 第14条 仮使用認定の対象となる建築物の計画に係る直前の確認を行った者、当該建築物の直前の中間検査を行った者又は直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第11条第1項の手数料に、前条第1項に定める加算額を加算する。(を)(つ)(ね)(な)
- 2 建築物の計画に係る省エネ適判等を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第11条第1項の手数料(省エネ適判等あり)に、前条第2項に定める加算額を加算する。(よ)(ね)(な)
- 3 建築物省エネ法の仕様基準による新たな審査を行った者又は変更をして仕様基準による審査を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第11条第1項の手数料(省エネ適判等あり)に、前条第3項に定める加算額を加算する。(な)
- 4 仮使用認定の対象となる建築設備の計画に係る直前の確認を行った者、当該建築設備の直前の中間検査を行った者又は当該建築設備の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、申請一件につき、第11条第2項の手数料に、前条第4項から第6項にそれぞれ定め

確認検査業務手数料規程		頁 No.10/20
		CRO3-22
1999年5月6日制定	2025年4月1日改訂	2025年4月1日施行

る加算額を加算する。(を) (つ) (ね) (な)

- 5 仮使用認定の対象となる工作物の計画に係る直前の確認を行った者、当該工作物の直前の中間検査を行った者又は当該工作物の直前の仮使用認定を行った者が財団以外の場合は、一の工作物につき、第11条第3項の手数料に、前条第7項各号に定める加算額を加算する。  
(を) (つ) (ね) (な)

#### (再検査の手数料)

- 第15条 第5条から前条の検査及び認定において、再検査及び再認定を行う事となった場合の手数料は、110,000円とする。(な)

#### (遠隔地の場合の検査申請手数料)

- 第16条 検査の対象となる工事を行う場所が、検査を現に行う者の在勤地より50kmを超える場合は、第5条から前条の手数料に、別に定める「確認検査業務等出張費規程」により計算した額の出張費を加算する。(ぬ) (る) (を) (な)

#### (手数料の減額)

- 第17条 業務規程第57条第4項の規定に基づき、一の特定工程が一定回数以上となる中間検査の手数料において、直前の中間検査と概ね同一の検査内容であって、かつ、容易に検査業務を実施することが明らかである場合は、当該特定工程において一定回数を超える中間検査以降、別表第4の手数料額に百分の二十五を乗じた額を上限として減額することができる。  
(つ) (な)

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.11 / 20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

別表第1 建築物に関する確認申請手数料（第2条関係）（わ）（よ）（そ）（ね）（な）

（単位 円）

床面積の合計	手数料の額
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	110,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	390,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	460,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	530,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	600,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	670,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	750,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	870,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,070,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,280,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,700,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,250,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,800,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	3,350,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	4,000,000

別表第1の2 区画避難安全検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、通常火災終了時間に基づく設計法、特定避難時間に基づく設計法、防火区画検証法により設計を行った建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）

（る）（た）（つ）

（単位 円）

検証対象部分の床面積の合計	※時間判定法 （ルート B1）	※煙高さ判定法 （ルート B2）	
	区画、階、全館避難安全検証法	区画、階避難安全検証法	全館避難安全検証法
3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	70,000	90,000	140,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000	130,000	200,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000	195,000	300,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	250,000	325,000	500,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.12/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000	390,000	600,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	350,000	455,000	700,000

※一の建築物で時間判定法及び煙高さ判定法を併用する場合、これらの床面積の合計を煙高さ判定法で算定できるものとする。

検証対象部分の床面積の合計	耐火性能検証法、 通常火災終了時間に 基づく設計法、 特定避難時間に 基づく設計法	防火区画検証法
3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	105,000	30,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000	40,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000	70,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000	100,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	400,000	130,000
200,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	550,000	150,000

別表第1の3 法第56条第7項の規定による特例の適用がある建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（よ）（ね）（な）

（単位 円）

適用条項	適用条項の数	手数料の加算額
法第56条第7項第一号（道路高さ制限）	1つの場合	70,000
法第56条第7項第二号（隣地高さ制限）	2つの場合	100,000
法第56条第7項第三号（北側高さ制限）	3つの場合	120,000

別表第1の4 令第81条第2項第二号イに規定する構造計算（ルート2）、法第20条第1項第四号の建築物のうち、令第81条第2項第一号イ（ルート3）又はロ（限界耐力計算等）に規定する構造計算を行った建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）（つ）（ね）（な）

（単位 円）

構造上の棟ごとの床面積	手数料の加算額
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	180,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	210,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	540,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.13/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

別表第1の5 限界耐力計算等、木造を用いる建築物の構造計算又はもえしろ計算、柱の防火被覆不要とする構造方法によるものの建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）（ね）（な）

（単位 円）

構造上の棟ごとの床面積	限界耐力計算等	木造を用いる建築物の構造計算 又は もえしろ計算	柱の防火被覆不要とする構造方法
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	50,000		30,000
500 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	80,000		45,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000		75,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000		100,000
50,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	200,000		135,000

別表第1の6 特定天井を有する建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（る）（ね）

（単位 円）

特定天井部分ごとの水平投影面積	特定天井を設ける場合	落下防止措置を講じる場合
200 m <sup>2</sup> を超え、500 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000	240,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	200,000	380,000
1,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	260,000	510,000

別表第1の7 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の確認申請手数料の加算額（第2条関係）（そ）

（単位 円）

構造方法	構造方法の数	手数料の加算額
平成13年国土交通省告示第383号第2から第4に規定する外壁等の構造方法	1の場合	40,000
平成13年国土交通省告示第383号第5に規定する門又は塀の構造方法	2の場合	70,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.14/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

別表第1の8 建築物省エネ法の仕様基準に基づく審査を要する手数料の加算額（第2条、第8条、第11条、第13条関係）（な）

（単位 円）

1 建築物あたり	1 住戸あたり
70,000	3,000

別表第2 建築設備の確認申請手数料（第3条、第12条、第13条、第14条関係）（よ）（ね）（な）

（単位 円）

建築設備の種類	手数料の額
建築設備（昇降機を除く）	100,000
昇降機（小荷物専用昇降機を除く）設置台数1台あたり	28,000
小荷物専用昇降機 設置台数1台あたり	14,000

別表第3 工作物に関する確認申請手数料算定の基準手数料及び基準手数料に乗じる数（第4条関係）（ね）（な）

（単位 円）

令第138条第1項各号に規定する工作物の種類	基準手数料	基準手数料に乗じる数
第一号	20,000	申請に係る工作物の高さを6で除した数に2を加えた数
第二号	25,000	申請に係る工作物の高さを15で除した数に2を加えた数
第三号	15,000	申請に係る工作物の高さを4で除した数に2を加えた数
第四号	20,000	申請に係る工作物の高さを8で除した数に2を加えた数
第五号	15,000	申請に係る工作物の高さを2で除した数に2を加えた数

別表第3の2 工作物に関する確認申請手数料（第4条、第12条、第13条関係）（ね）（な）

（単位 円）

（令第138条第1項第一号）煙突 等	
最高高さ（m）	手数料の額
6超～12	80,000
12超～18	100,000
18超～	120,000
（令第138条第1項第二号）RC造柱,S柱,木柱 等	
最高高さ（m）	手数料の額
15超～30	100,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.15/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

30 超～45	125,000
45 超～	150,000
(令第 138 条第 1 項第三号) 広告塔, 装飾塔 等	
最高高さ (m)	手数料の額
4 超～ 8	60,000
8 超～12	75,000
12 超～16	90,000
16 超～20	105,000
20 超～	120,000
(令第 138 条第 1 項第四号) 高架水槽, 物見塔 等	
最高高さ (m)	手数料の額
8 超～16	80,000
16 超～24	100,000
24 超～32	120,000
32 超～	140,000
(令第 138 条第 1 項第五号) 擁壁 等	
最高高さ (m)	手数料の額
2 超～ 4	60,000
4 超～ 6	75,000
6 超～ 8	90,000
8 超～10	105,000
10 超～	120,000

別表第 4 建築物に関する中間検査申請手数料 (第 5 条関係) (わ) (よ) (そ) (ね) (な)

(単位 円)

中間検査を行う部分の床面積の合計	手数料の額
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	130,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	280,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	320,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	340,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	360,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	390,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	420,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	450,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.16/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	510,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	590,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	700,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,060,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,460,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,850,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,300,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	3,150,000

別表第5 建築設備に関する中間・完了検査及び仮使用認定申請手数料（第6条、第9条、第11条、第12条、第13条関係）（な）

（単位 円）手数料の額（申請1件あたり）
100,000

（完了検査申請手数料について、財団から建築設備に関する中間検査合格証の交付を受けた建築設備については、申請1件につき10,000円を減じた額とする。）

別表第5の2 昇降機に関する中間・完了検査及び仮使用認定申請手数料（第6条、第9条、第11条、第12条、第13条関係）（ね）（な）

（単位 円）

昇降機の設置台数	手数料の額（一台あたり）
1～10	40,000
11～30	38,000
31～	35,000

（完了検査申請手数料について、財団から昇降機に関する中間検査合格証の交付を受けた昇降機については、各欄の額から1台あたり1,000円を減じた額とする。）

別表第5の3 小荷物専用昇降機に関する中間・完了検査及び仮使用認定申請手数料（第6条、第9条、第11条関係）（ね）（な）

（単位 円）

手数料の額（申請1台あたり）
30,000

（完了検査申請手数料について、財団から小荷物専用昇降機に関する中間検査合格証の交付を受けた小荷物専用昇降機については、1台あたり1,000円を減じた額とする。）



# 確認検査業務手数料規程

頁 No.17/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

別表第6 工作物に関する中間・完了検査及び仮使用認定申請手数料算定の基準手数料及び基準手数料に乗じる数（第7条、第10条、第11条関係）（ね）（な）

（単位 円）

令第138条第1項各号に規定する工作物の種類	基準手数料	基準手数料に乗じる数
第一号	15,000	申請に係る工作物の高さを6で除した数に2を加えた数
第二号		申請に係る工作物の高さを15で除した数に2を加えた数
第三号		申請に係る工作物の高さを4で除した数に2を加えた数
第四号		申請に係る工作物の高さを8で除した数に2を加えた数
第五号		申請に係る工作物の高さを2で除した数に2を加えた数

別表第6の2 工作物に関する中間・完了検査及び仮使用認定申請手数料（第7条、第10条、第11条関係）（ね）（な）

（単位 円）

（令第138条第1項第一号）煙突 等	
最高高さ（m）	手数料の額
6超～12	60,000
12超～18	70,000
18超～	90,000
（令第138条第1項第二号）RC造柱, S柱, 木柱 等	
最高高さ（m）	手数料の額
15超～30	60,000
30超～45	75,000
45超～	90,000
（令第138条第1項第三号）広告塔, 装飾塔 等	
最高高さ（m）	手数料の額
4超～8	60,000
8超～12	75,000
12超～16	90,000
16超～20	105,000
20超～	120,000
（令第138条第1項第四号）高架水槽, 物見塔 等	
最高高さ（m）	手数料の額
8超～16	60,000
16超～24	70,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.18/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

24 超～32	90,000
32 超～	105,000
(令第 138 条第 1 項第五号) 擁壁 等	
最高高さ (m)	手数料の額
2 超～ 4	60,000
4 超～ 6	75,000
6 超～ 8	90,000
8 超～10	105,000
10 超～	120,000

別表第 7 建築物に関する完了検査申請手数料 (第 8 条関係) (わ) (よ) (そ) (ね) (な)  
(単位 円)

床面積の合計	手数料の額 (省エネ適判等なし)	手数料の額 (省エネ適判等あり)
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	140,000	160,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	220,000	260,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	310,000	360,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000	430,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	410,000	480,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	450,000	530,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	490,000	580,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	540,000	630,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	590,000	700,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	680,000	800,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	850,000	1,000,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,030,000	1,210,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,370,000	1,610,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,850,000	2,180,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,400,000	2,820,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,990,000	3,520,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	3,740,000	4,400,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.19/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

別表第8 建築物に関する仮使用認定申請手数料（第11条関係）（を）（わ）（よ）（そ）（ね）（な）

（単位 円）

仮使用認定を行う部分の床面積の合計	手数料の額 （省エネ適判等なし）	手数料の額 （省エネ適判等あり）
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	160,000	190,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	270,000	310,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	370,000	430,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	440,000	520,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	490,000	580,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	540,000	640,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	590,000	700,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	650,000	760,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	710,000	840,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	820,000	960,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,020,000	1,200,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,240,000	1,450,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,640,000	1,930,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,220,000	2,620,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	2,880,000	3,380,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	3,590,000	4,220,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	4,490,000	5,280,000

別表第9 財団以外の者が直前の確認を行った建築物の中間検査、財団以外の者が直前の確認、中間検査又は仮使用認定を行った建築物の完了検査並びに仮使用認定申請手数料の加算額（第12条、第13条関係）（を）（よ）（そ）（つ）（ね）（な）

（単位 円）

床面積の合計	手数料の加算額
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	55,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	100,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	150,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	195,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	230,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	265,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	300,000

# 確認検査業務手数料規程

頁 No.20/20

CRO3-22

1999年5月6日制定

2025年4月1日改訂

2025年4月1日施行

6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	335,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	375,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	435,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	535,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	640,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	850,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,125,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,400,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,675,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,000,000

別表第9の2 財団以外の者が省エネ適判等を行った建築物の完了検査及び仮使用認定申請手数料の加算額（第13条関係）（よ）（そ）（ね）（な）

（単位 円）

床面積の合計	手数料の加算額
500 m <sup>2</sup> 以内のもの	80,000
500 m <sup>2</sup> を超え、1,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	130,000
1,000 m <sup>2</sup> を超え、2,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	180,000
2,000 m <sup>2</sup> を超え、3,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	215,000
3,000 m <sup>2</sup> を超え、4,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	240,000
4,000 m <sup>2</sup> を超え、5,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	265,000
5,000 m <sup>2</sup> を超え、6,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	290,000
6,000 m <sup>2</sup> を超え、8,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	315,000
8,000 m <sup>2</sup> を超え、10,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	350,000
10,000 m <sup>2</sup> を超え、20,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	400,000
20,000 m <sup>2</sup> を超え、30,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	500,000
30,000 m <sup>2</sup> を超え、50,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	605,000
50,000 m <sup>2</sup> を超え、100,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	805,000
100,000 m <sup>2</sup> を超え、200,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,090,000
200,000 m <sup>2</sup> を超え、300,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,410,000
300,000 m <sup>2</sup> を超え、500,000 m <sup>2</sup> 以内のもの	1,760,000
500,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	2,200,000